

承諾書

令和 4 年 3 月 16 日

宛

おところ

おなまえ

ご署名

日中連絡のつく電話番号

と締結した契約に基づき線下補償料単価を 令和 4 年 4 月 1 日から下記のとおりとし、その他一切の契約条項は引き続き継続することを承諾します。

記

○土地の表示および単価

用途	支持物番号		土地所在地	契約面積 (㎡)		今期単価 (円/㎡)	前期単価 (円/㎡)	契約日
	筆番号	追番						
3			神奈川県相模原市 緑区鳥屋ヒラト 2 499	562	84	391	391	平成4年3月24日
	共有		割合 1/2					
3			神奈川県相模原市 緑区鳥屋ヒラト 2 500-1	1,529	13	391	391	平成4年3月24日
	共有		割合 1/2					

○支払対象期間 令和 4 年 4 月 1 日 ~ 令和 7 年 3 月 31 日

○前回の振込先

○今回の振込先を次のいずれかから選んで○印をつけてください。

金融機関	
預金種別	
口座名義	

- ① 前回同様、左記口座に振込んでください。
- ② 振込先口座を変更しますので、別紙「口座振込依頼書」のとおり振込んでください。

固定資産名称：P 新多摩線

支払ブロック

からのお知らせ
お支払総額は 1,226,942 円で、お振り込みは
令和 4 年 3 月を予定しております。

- ご記入いただいた個人情報につきましては、電気事業における契約の締結・履行、設備等の保守・保全その他これらに付随する業務を行うために利用させていただきます。
- お客様の個人情報を保護するため、口座番号の表示を3桁とさせていただきます。

送電線路架設に関する契約書

■■■■■（以下「甲」という。）と■■■■■（以下「乙」という。）は■■■■■と乙との間で、昭和52年11月1日締結した送電線路架設に関する契約（以下「前契約」という。）について、甲が平成1年2月1日末尾記載土地（以下「この土地」という。）の所有権を取得したのでこの土地に乙の送電線路が架設されていることを確認し次のとおり契約を締結します。

（目 的）

- 第1条 乙は、この土地に送電線路の保守等のため立入ることができます。
- 2 甲は、この土地内で次の行為をすることができないものとします。
- (1) 建築物を築造すること。
 - (2) 爆発性、引火性を有する危険物を製造、取扱い、および貯蔵すること。
 - (3) 上記(1)、(2)、以外に送電線に支障となる工作物の設置、竹木の植栽等その他送電線路に支障となる一切の行為。
3. 乙が将来この送電線路の電線増架、又は電線張替えを必要とする場合、乙はこれを実施することがあります。

（契約期間）

- 第2条 この契約の有効期間は、平成4年4月1日から乙が送電線路を必要とする期間とします。

（補 償）

- 第3条 乙は、第1条に定める制限の補償料として、平成4年4月1日から平成7年3月31日までの3年分一括金 2,108,709 円（年平方メートルにつき 3.36 円の割）を、この契約締結後すみ

やかに、以後の年払金については、毎年3月末日までにその年度分を甲
に支払います。

ただし、契約の終年度において年に満たない場合は、月割計算としま
す。

なお、この補償料は数年分を一括して支払うことができるものとしま
す。

2. 前項の補償料が、公租公課および周囲の土地の状況又は、物価の変動
等によって著しく不相当と認められるようになったときは、甲・乙協議
のうえこれを変更することができます。

(権利義務の承継)

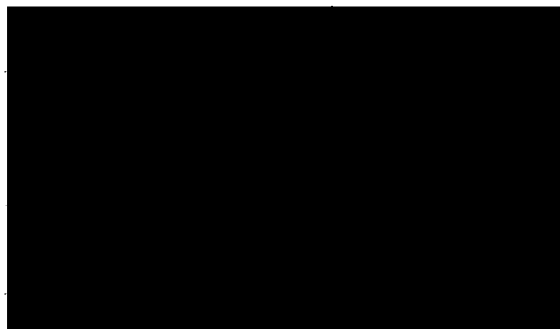
第4条 甲は、将来この土地を第三者に譲渡する場合は、乙に事前に通知す
るとともに、譲受人にこの契約にもとづく一切の権利義務を引き継ぎ、乙
に何らの迷惑をかけないものとします。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有します。

平成 〇〇年 〇月 〇〇日

甲

乙



土 地 の 表 示

[illegible]